



令和8年8月25日

報道関係者各位

橿原市役所 市民窓口課

マイナンバーカードの署名用電子証明書の失効について

戸籍に記載された氏名の振り仮名を本市の住基システムへ登録した方のうち、氏名に外字が含まれる方の一部において署名用電子証明書が意図せず失効する事案が発生しました。

対象となった皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。なお、本件に伴う個人情報の流出はございません。

■原因

本市と全国共通のシステム間で一部の文字が同期されず、システム上の情報が変更されたものと認識されてしまったことが原因となり、当該文字を氏名に使用している方のマイナンバーカードの署名用電子証明書が失効しました。

■対象者

調査の結果、署名用電子証明書が失効したのは60名であることが判明しました。

■影響

マイナポータルでの転出届出、パスポートのオンライン申請、マイナ免許証、e-Taxでの確定申告の手続き等が利用できなくなります。マイナ保険証の利用には影響ありません。

■今後の対応

対象となった方へは、本市からお詫びと手続きのご案内文書を送付しています。

また、本事象判明後は住基システム上でバッチ処理を行い、同事象が発生しないよう対策を完了いたしました。今回の事案を重く受け止め、対象となった皆様への対応を最優先に取り組み、再発防止に努めてまいります。

＜本件に関する問い合わせ先＞

橿原市 総務部 市民窓口課

橿原市内膳町1丁目1-60

TEL:0744-47-2639（直通）

担当:井上、大場